

特定の運転者に 教育を実施していますか？

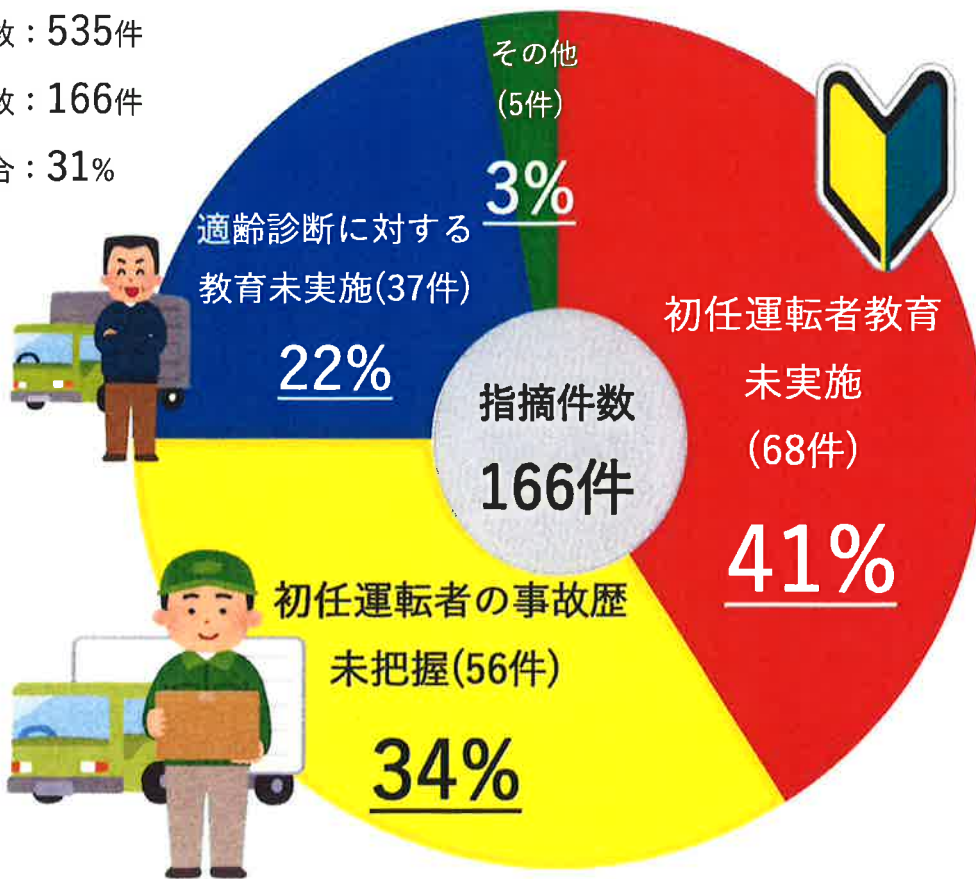
巡回指導で指摘が多かった「特定の運転者に対して特別な指導を行っているか」が過去3年間連続でワースト1となっております。特に新規採用の運転者を雇い入れた際に実施する項目(初任運転者教育+事故歴の把握)について否の割合が75%となっております。

令和2年度

調査件数：535件

指摘件数：166件

指摘割合：31%



裏面へ

☑ 特定の運転者はいませんか？

特定の運転者とは、初任運転者、高齢運転者、事故惹起運転者のいずれかに該当する方です。ここでは指摘が多かった「初任運転者教育」、「事故歴の把握」、「適齢診断に対する教育」の3項目について、実施方法・時期、保存期間などをまとめました。

初任運転者教育を実施・記録保存していますか

①国土交通省告示の指導12項目含む座学を15時間以上

②添乗指導を20時間以上

<実施時期>：事業用自動車に**乗務開始前**

(やむを得ない事情がある場合には、乗務開始後1か月以内)

(乗務開始前3年以内に事業用自動車の選任(乗務)経験があるドライバーは省略することができます)

<保存期間>：**3年**

※適正化情報2020の[第一編]10~11、33~35ページをご参照ください。

初任運転者は過去3年以上の運転記録証明書を取得していますか

乗務開始前の事故歴を把握し、事故惹起者か否か確認しましょう。

<実施時期>：**雇い入れ時**

<取得機関>：自動車安全運転センター

※適正化情報2020の[第一編]10~11、31ページをご参照ください。

適齢診断に対する教育を実施・記録保存していますか

※適齢診断(65才以上の方が受診する適性診断)

適齢診断の受診結果に基づき、良い点や悪い点を指導し、記録保存しましょう。

<実施時期>：**適齢診断の受診後1か月以内** 以後、3年以内
ごとの適齢診断を受診させた都度、教育を実施

<保存期間>：**3年**